

## ◇地区の特性・課題

- 本市の緑は、2つの骨格的な尾根線（衣張山軸、巨福山～稲村ヶ崎軸）とそこから派生する尾根線により構成されています。
- 特に骨格的な尾根線の緑は、社寺等の歴史的資源と一体となった歴史的風土として景観的にも非常に重要な存在です。
- 本市の緑は、日本を代表する古都の歴史的遺産と一体となって存在するという特徴を有し、さらに、その位置や形態、資源、所有形態等から以下の特徴があげられます。
  - (1) 古都の歴史的風土を構成する緑
  - (2) 広域的な緑のネットワークを構成する緑
  - (3) 流域の生態系をつくる緑
  - (4) 市民等に身近な緑
  - (5) 美しい都市景観をつくる緑
  - (6) 多面性に富んだ緑
  - (7) 土地所有者・市民に支えられる緑
- また、本市にとって緑は、まちのイメージや魅力を高め、ひいては人々を呼び込む要因となっており、都市の活性化へ繋がる付加価値の高い存在です。
- 歴史的風土特別保存地区など法令により建築行為や宅地造成等が規制されている緑地は現状保存されますが、それ以外の場所では保全に向けた担保力を高めることが求められています。しかし、買入れ、管理などには財政的な課題もあります。



古都の歴史的風土を構成する緑



海浜と調和した緑



市街地を囲む丘陵の緑

## ■ 都市景観形成のための方針（景観法第8条第3項）

### 基本的な考え方

- ◇市街地を囲む丘陵の緑は、古都鎌倉の都市構造の基盤であり、その固有の形態は今も色濃く残されています。このような都市イメージ（鎌倉らしさ）と結びつけた緑の保全・創造を図ります。
- ◇市街地を取り囲み、適正な規模に分節する鎌倉独自の緑地構造の維持、形成を図ります。
- ◇多様な生物が棲める山、川、海が一体となった重要な生物生息環境の保全及び自然生態系の維持と回復に努めます。
- ◇古都景城の丘陵の緑は、本市固有の都市イメージを創り出す貴重な緑地として古都保存法等の活用により保全を図ります。
- ◇都市景城の背景となる丘陵の緑は、都市景観の形成に重要な役割を果たしており、その植生や生態系なども考慮した適切な保全に努めます。
- ◇土砂崩壊の危険性を持つ丘陵の斜面緑地の保全のため、景観面や環境面に配慮した安全対策工事を行います。
- ◇また、荒廃した山林については、災害面に配慮し、多角的な視点に立った適正管理に努めます。
- ◇土地利用が転換される場合には、地形の維持や既存樹木の保存、緑の再生に最大限配慮します。

## ■ 都市景観形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）

### 重点テーマ

- ◇既存樹木の保全、緑の再生・回復など、緑地環境と十分に調和した都市景観の創出
- ◇尾根線の保全など自然地形を活かした建築物の配置・形態の誘導
- ◇当該緑地の状況・敷地の形状に応じた協議型の都市景観の誘導

### 景観形成基準（建築物の建築等、工作物の建設等）

右の3つのステップで構成し、個々の建築物などのデザインだけではなく、遠景から近景・周辺との調和・周辺景観の質向上といった視点から都市景観形成のための基準を定めています。

## Step I つかむ

### 周辺の景観の特徴をつかむ

- 行為計画地や立地する場所の景観的特性、景観資源をよく調べ、これらを十分に活かした計画とする。特に次の各点に留意する。
  - ・地形、尾根線などとの調和
  - ・動物の生息環境や植生への配慮
- 通りや周辺からの望見性や景観資源との隣接等を意識し、特に次の各点に留意した計画とする。
  - ・眺望点からの見え方に配慮したボリューム、配置、色彩等
  - ・眺望景観を損なう恐れのある意匠や要素（設備類、誘目性の高い意匠等）の修景等
  - ・建築物や工作物の人工的な印象を和らげ、うるおいを創出する施設と一体的に計画された、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化等
  - ・景観資源を引き立たせるための隣接する部分の緑化やセットバック、同時に視認される場合の意匠の調和や設備類の修景等
  - ・湘南モノレールからの見え方に配慮した屋根形状、屋上工作物等の修景等

## Step II なじむ

### 周辺景観になじむ形態意匠とする

- 敷地利用及び敷き際のしつらえは、周辺の緑に融け込んだものとなるよう、以下に適合したものとする。
  - ・現在の地形は極力改変しないものとする。
  - ・既存樹木の保全とともに既存植生の復元などにより、自然環境の保護を行う。やむを得ず伐採する場合は、代替植栽を行う。
  - ・敷地の外周には、十分な緑化を行う。
  - ・駐車場は通りや周辺から見えない位置に配置する。平面駐車場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。立体（機械式を含む）駐車場は、原則として地下に設置する。やむを得ない場合は、隣接する建築物と調和した意匠とし、周囲の緑化により修景する。
  - ・擁壁（地下車庫前面上部も含む）やコンクリートブロック（ごみ置場を含む）の仕上げは、自然石若しくはこれに類するものとし、高さは極力抑える。
  - ・擁壁は敷地境界からセットバックし、前面緑化するとともに、法面緑化との組み合わせ等の修景を行う。
- 接道部の緑化は、以下に適合したものとする。
  - ・生垣や植栽帯とし、困難な場合も緑化されたフェンスや塀等、植栽空間と感ぜさせる外観とする。
  - ・建築物のスケール感を軽減させるために効果的な位置に中高木を配植する。
  - ・塀・垣は可能な限り植栽の内側に設置する。
  - ・四季を感じさせる配植とする。
- 建築物は、緑地景観に融け込んだ意匠となるよう、以下に適合したものとする。
  - ・施設として大きな構造体として視認されないよう、見付階数を極力減らすとともに、壁面意匠に変化をつけて分節化する。
  - ・敷地内に複数の施設がある場合は、施設相互に、部位・部材ごとの形態意匠や色彩等を系統化する。
  - ・屋根形状は勾配屋根とする。
  - ・屋上や壁面に適切な緑化を行う。
- 建築物・工作物の素材・色彩は、周辺の緑と調和したものとし、かつ以下に適合したものとする。ただし、素材色などで、緑地と不調和にならないと認められるものはこの限りではない。
  - ・素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。
  - ・基調色は、色相が0 Y R～5 Yの場合は彩度3以下、その他の場合は彩度1以下とする。
  - ・建築物の屋根の基調色は明度6以下とする。
  - ・一定規模以上の建築物の外壁の基調色は明度3～8の範囲とする。
  - ・工作物は、設置する位置に応じて、建築物と調和した色彩とする。
- ペントハウスや屋外階段、建築設備、その他工作物等は、周辺景観との調和を図るため、以下に適合したものとする。
  - ・建築物の屋上部にはペントハウスや設備類を設置しないこととするが、やむを得ない場合は、目立たない位置に配置し、周囲に遮蔽・修景を行う。
  - ・屋外階段、建築設備、その他工作物等は、道路から目立たない配置、建築物と一体的な意匠、又は緑化による修景等を行う。

## Step III 工夫する

### 周辺景観の向上に役立つよう要素のデザインを工夫する

- 地域環境の向上を図るため、緑化空間は、次の点に配慮する。
  - ・樹種の工夫等により、四季を感じさせるしつらえとなるよう工夫する。